

論点等説明シート

事業名	ねんきん定期便					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	6,393	6,778	6,283	6,032	/
	執行額	6,393	6,778	6,283	/	/
	執行率	100%	100%	100%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を確保するため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。

(参考①)「ねんきん定期便」の法的位置付け

根拠法令: 国民年金法14条の5、厚生年金保険法第31条の2

厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(参考②)「ねんきん定期便」により通知する情報等

- ① 年金加入期間
- ② 年金見込額(50歳未満の方は加入実績に応じた年金見込額を、50歳以上の方は「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額を提供)
- ③ 保険料の納付額
- ④ 年金加入履歴
- ⑤ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額
- ⑥ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況

※ ④、⑤及び⑥については、節目の年齢(35歳、45歳及び59歳)の方には全期間の状況、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をお知らせする。

※ 平成26年度送付件数(実績) 約6,460万件

(論点)

・情報提供は重要だが、郵送主体の現在の事業を見直し、インターネットを活用したねんきんネットを使った情報提供へ移行を進めていくべきではないか

・ねんきんネットへの移行を推進する方策を考えていくべきではないか

・郵送について、さらにコストを下げることはできないか